

<p>法第34条第9号に該当する飲食店の用途変更</p>	<p>法34条9号 法42条1項 法43条1項</p>
------------------------------	-------------------------------------

- ◎ 立地基準編第2章第7節〔審査基準 2〕（P28～P31）
 第5章（P127～P131）
 第6章（P132～P137）

法第34条第9号に該当する飲食店の用途変更に係る法第42条第1項及び法第43条第1項の取扱いは次のとおりとする。

法第34条第9号に該当するとして開発（建築）許可を受けて建築された飲食店を日本標準産業分類による中分類76の「飲食店」（小分類760「管理、補助的経済活動を行う事業所」、765「酒場、ビヤホール」及び766「バー、キャバレー、ナイトクラブ」並びに細分類7622「料亭」は除く。）に該当する他の飲食店に用途変更する場合は、法第42条第1項又は法第43条第1項に規定する「用途の変更」には該当せず、同条による許可は不要とする。